

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月17日
【計算期間】	第7特定期間 (自 2018年12月18日 至 2019年6月17日)
【ファンド名】	楽天USリート・トリプルエンジン・プラス(リアル) 毎月分配型
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 眞之
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真
【連絡場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

受益権の信託金限度額は、2,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券（ ） クレジット属性 （ ）	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月）	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファ ンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり なし
不動産投信 その他資産 （投資信託証券（不動 産投信））	年12回（毎月） 日々 その他（ ）			
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性の定義

その他資産 （投資信託証券 （不動産投信））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投信へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

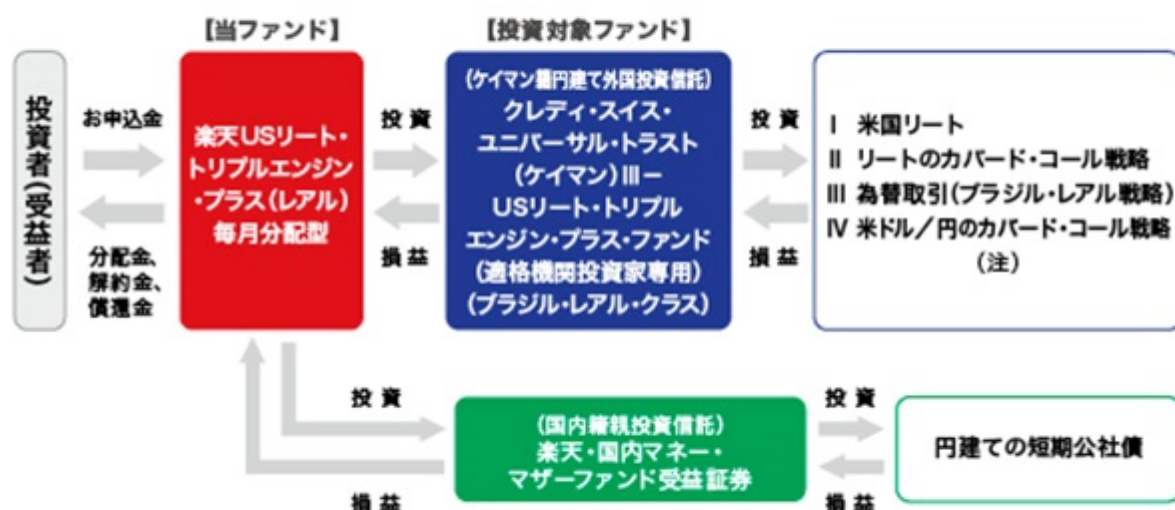
《ファンド・オブ・ファンズ方式について》

当ファンドの運用は、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

【ファンドの仕組み】

●当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。



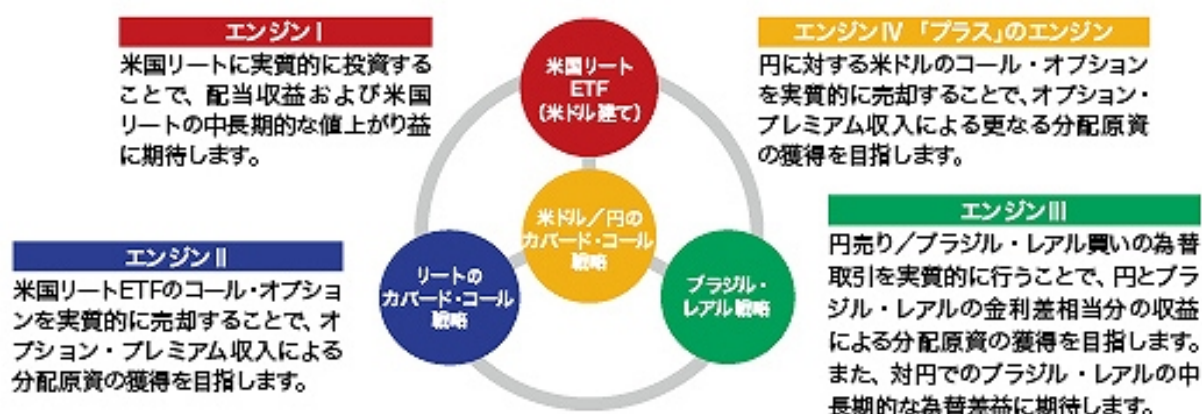
(注)当ファンドが投資対象とする外国投資信託において、米国リートへの投資、為替取引、リートおよび米ドル/円のカバード・コール戦略について、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、その損益を享受します。

ファンドの特色

1 4つ(3プラス1)の収益の源泉(エンジン)を活用したファンドです。

◆当ファンドは、主に外国投資信託*を通じて、①米国リートに実質的に投資するとともに、②米国リートETFのコール・オプションの売却によってオプション・プレミアム収入を獲得する「リートのカバード・コール戦略」、③円売り/ブラジル・レアル買いの為替取引により円とブラジル・レアルの金利差相当分の収益と対円でのブラジル・レアルのパフォーマンスの獲得を目指す「ブラジル・レアル戦略」、そして、④円に対する米ドルのコール・オプションの売却によってオプション・プレミアム収入を獲得する「米ドル/円のカバード・コール戦略」という、4つの収益の源泉(エンジン)を組み合わせ、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

*当ファンドの主要投資対象である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III-USリート・トリプルエンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家専用)(ブラジル・レアル・クラス)」(以下「外国投資信託」という場合があります。)を指します。



【4つのエンジンにおける損益の構造】

	インカム性収益	キャピタル性収益/損失
エンジンI 米国リートへの実質的な投資	+ 配当収益	+ 米国リートの値上がり益……………① - 米国リートの値下がり損……………② + 米ドル高/円安による為替差益……………③ - 円高/米ドル安による為替差損……………④
エンジンII リートのカバード・コール戦略	+ 米国リートETFのオプション・プレミアム	(エンジンIにおけるキャピタル性収益①について) - 権利行使価格を上回る値上がり益の放棄
エンジンIII ブラジル・レアル戦略	+ 為替取引による円とブラジル・レアルの金利差相当分の収益*	+ ブラジル・レアル高/円安による為替差益 - 円高/ブラジル・レアル安による為替差損
エンジンIV 米ドル/円のカバード・コール戦略	+ 円に対する米ドルのオプション・プレミアム	(エンジンIにおけるキャピタル性収益③について) - 権利行使価格を上回る米ドル高/円安による為替差益の放棄

*「ブラジル・レアルの短期金利>日本の短期金利」の場合を想定しています。

※上記は、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託にかかる特色を説明するためのイメージであり、当ファンドの投資成果を示唆または保証するものではありません。

※「コール・オプション」「オプション・プレミアム」「権利行使価格」について後掲「用語集」をご参照ください。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

エンジンI：米国リートへの実質的な投資

- ◆米国リートへの実質的な投資にあたっては、iシェアーズ 米国不動産ETF（米国リートETF）を活用します。

iシェアーズ 米国不動産ETF

iシェアーズ 米国不動産ETFは、米国の不動産セクターの株式で構成される指数と同等の投資成果をあげることを目指しています。

ダウ・ジョーンズ米国不動産指数

ダウ・ジョーンズ米国不動産指数は、不動産の保有・開発業および不動産投資信託（REIT）のサブ・セクターを含む米国の不動産セクター株のパフォーマンスを測る指標です。当インデックスは、ダウ・ジョーンズ米国金融セクター指数の一部であり、時価総額加重型のインデックスです。構成銘柄は浮動株調整されており、客観的な組み入れ基準を満たすものです。銘柄の入れ替えは四半期毎に行われます。

※対象とする米国リートETFは、将来変更される場合があります。

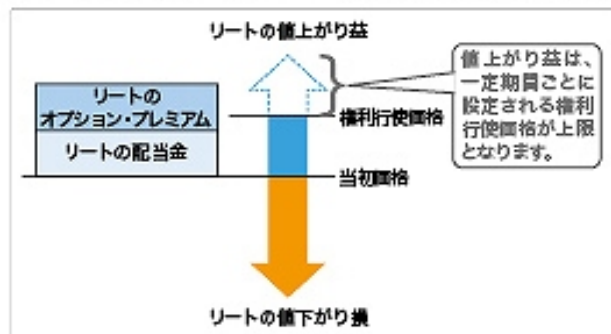
エンジンII：リートのカバード・コール戦略

- ◆リートのカバード・コール戦略とは、米国リートETFを原資産とするコール・オプション売却から得られるオプション・プレミアムを活用し、インカム性収益を高めることを目指す戦略です。

- ・オプション・プレミアムはその後の米国リートETFの価格動向に関係なく獲得でき、一旦受け取ったオプション・プレミアムはオプションが行使されなかった（放棄された）場合でも返還する必要がありません。
- ・売却したコール・オプションの権利行使価格を上回る米国リートETFの値上がりがあった場合、コール・オプションを行使されてしまうため、権利行使価格を上回る分の値上がり益は享受できません。

- ◆「短期での値上がりには追従できないが、値下がりした場合でもオプション・プレミアムが得られる」ことから、短期的な大幅上昇よりも安定的なインカム性収益を期待する場合には有効な手段と考えられます。

【リートのカバード・コール戦略の効果（損益）】



※左記はイメージであり、実際の価格および水準、配当金、オプション・プレミアムとは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※左記は、1つの権利行使期間における当該戦略の損益を表したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

※「リートのカバード・コール戦略の効果」は、リートの配当金の支払いがあったことを前提として損益を表したものです。

※権利行使価格が当初価格以下に設定される場合、オプション・プレミアムが相対的に増加する一方、値上がり益はまったく享受できません。

※当ファンドにおいて、カバード・コール戦略の損益は毎営業日に時価評価され、基準価額に反映されます。

※上記は、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託にかかる特色を説明したもので、当ファンドの投資成果を示唆または保証するものではありません。

用語集

- ・「コール・オプション」とは、投資対象（リートなど）を特定の価格（権利行使価格）で特定の日（満期日）に買うことができる権利をいいます。
- ・「オプション・プレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
- ・「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となる当該資産の価格をいいます。
- ・「原資産」とは、オプションなどのデリバティブ取引の対象となる資産のことを指します。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

エンジンⅢ：ブラジル・レアル戦略(円売り／ブラジル・レアル買いの為替取引)

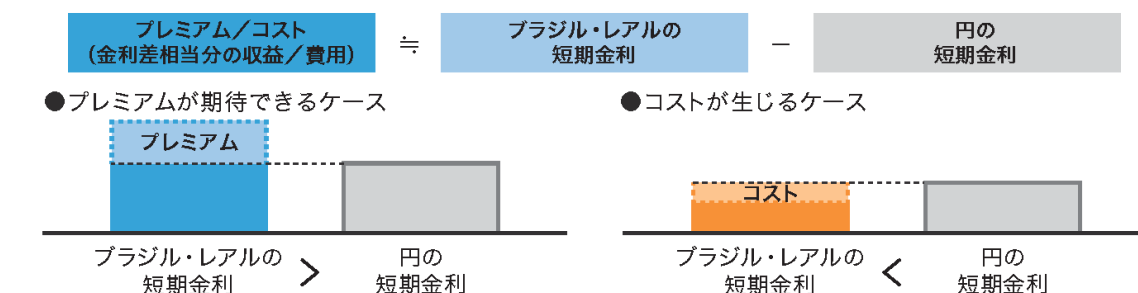
◆ブラジル・レアル戦略とは、円とブラジル・レアルの金利差相当分の収益と対円でのブラジル・レアルのパフォーマンスの獲得を目指す戦略です。具体的には、円売り／ブラジル・レアル買いの1ヵ月物外国為替先渡取引を毎月行った場合の投資成果が反映されます。

※当該投資効果を得るために参照する外国為替先渡取引のロールの頻度等、詳細については変更の可能性があります。

【為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について】

◆ブラジル・レアルの短期金利が、円の短期金利よりも高い場合、「プレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。

◆ブラジル・レアルの短期金利が、円の短期金利よりも低い場合、「コスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



※上記はイメージであり、実際のプレミアム/コストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

当ファンドの主要投資対象である外国投資信託では、NDF（ノン・デリバブル・フォワード）により為替取引が行われます。この取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）/コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

※「NDF（ノン・デリバブル・フォワード）」とは、国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

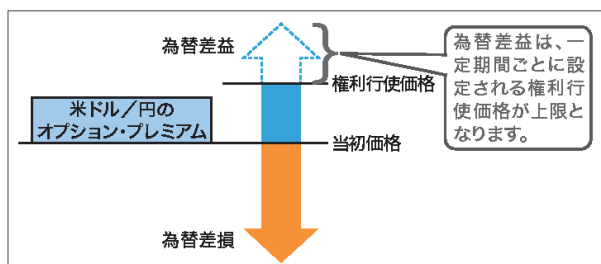
エンジンⅣ：米ドル／円のカバード・コール戦略

◆米ドル／円のカバード・コール戦略とは、円に対する米ドルのコール・オプション売却から得られるオプション・プレミアムを活用し、インカム性収益を高めることを目指す戦略です。

- ・オプション・プレミアムはその後の米ドル／円レートの動向に関係なく獲得でき、一旦受け取ったオプション・プレミアムはオプションが行使されなかった（放棄された）場合でも返還する必要がありません。
- ・売却したコール・オプションの権利行使価格を超えて米ドルが円に対して上昇した場合、コール・オプションを行使されてしまうため、権利行使価格を上回る分の値上がり利益は享受できません。

◆「対米ドルでの円安局面の為替差益は限られるが、円高局面でもオプション・プレミアムが得られる」ことから、円高のリスクを抑制しつつ、安定的なインカム性収益を期待する場合には有効な手段と考えられます。

【米ドル／円のカバード・コール戦略の効果(損益)】



※左記はイメージであり、実際の価格および水準、配当金、オプション・プレミアムとは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※左記は、1つの権利行使期間における当該戦略の損益を表したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

※権利行使価格が当初価格以下に設定される場合、オプション・プレミアムが相対的に増加する一方、為替差益はまったく享受できません。

※当ファンドにおいて、カバード・コール戦略の損益は毎営業日に時価評価され、基準価額に反映されます。

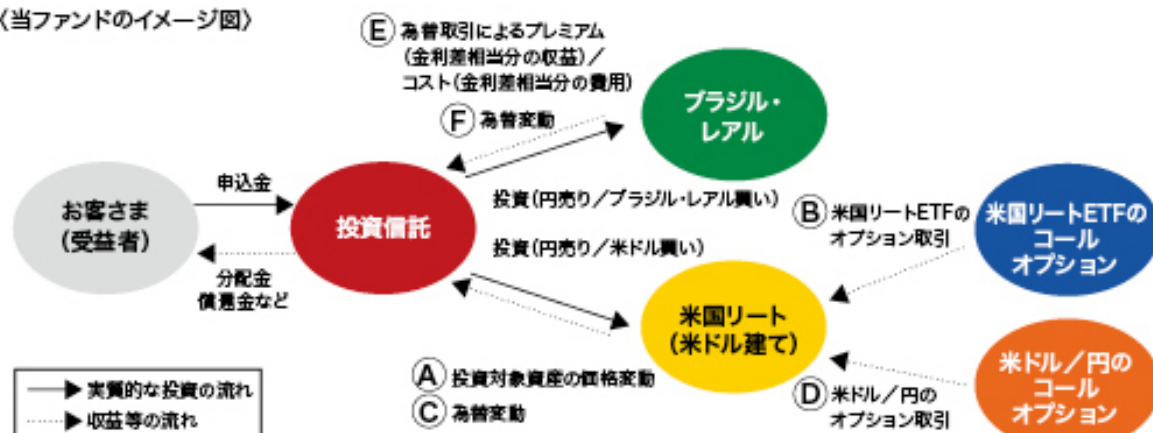
※上記は、当ファンドの主要投資対象である外国投資信託にかかる特色を説明したもので、当ファンドの投資成果を示唆または保証するものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

【当ファンドの収益のイメージ】

- 当ファンドでは、米国リートに投資するとともに、為替取引およびオプション取引を行います。

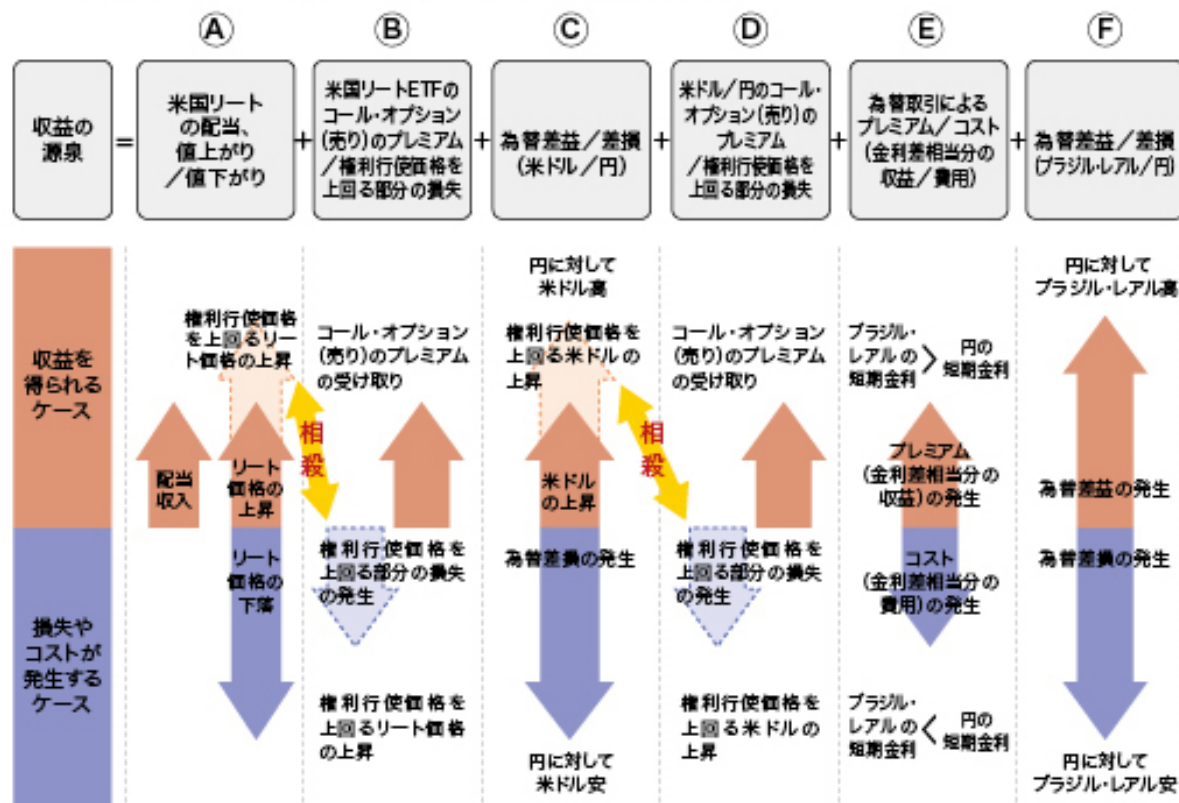
〈当ファンドのイメージ図〉



※外国投資信託を通じて、実質的に米ドル建て資産への投資およびブラジル・リアルでの運用を行っており、対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 当ファンドの収益源としては、以下の6つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆または保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

※為替取引によるプレミアム／コストとは、2つの通貨の金利差による受け取り超（プレミアム：金利差相当分の収益）、支払い超（コスト：金利差相当分の費用）の状態を示すものです。

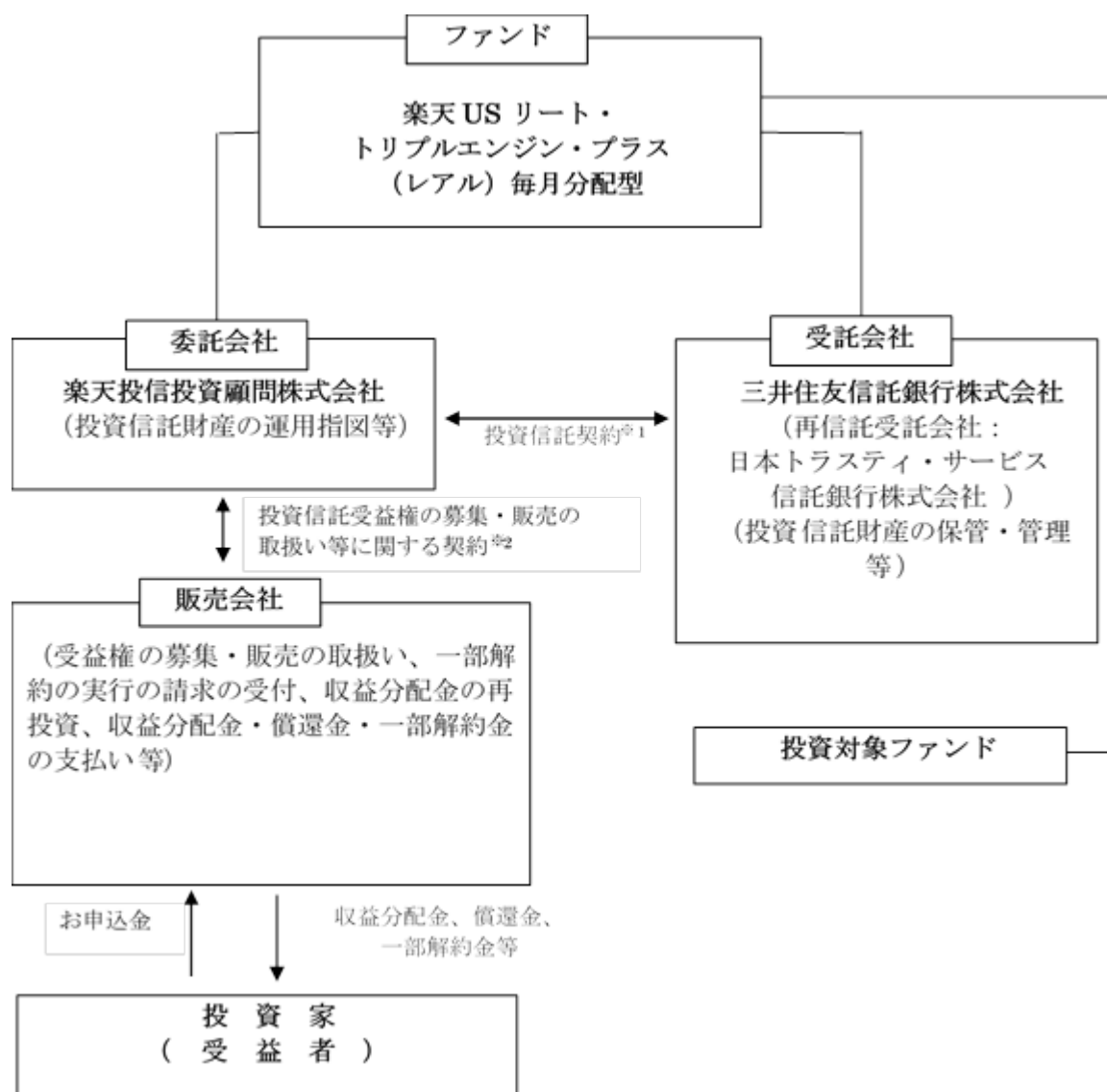
※権利行使価格が当初価格以下に設定される場合、上記BおよびDにおけるオプション・プレミアムが相対的に増加する一方、その場合の米国リートの値上がり益および米ドル高／円安による為替差益はまったく享受できません。

（２）【ファンドの沿革】

2016年1月7日 当ファンドの投資信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2 「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行う募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（2019年7月末日現在）

資本金 150百万円

2) 会社の沿革

2006年12月28日 : 「楽天投信株式会社」設立

2008年 1月31日 : 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]

2009年 4月 1日 : 株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

3) 大株主の状況（2019年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天カード株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 主に別に定める投資信託証券への投資を通じて、米国リートに実質的に投資するとともに、米国リーートのコール・オプションの売却および円に対する米ドルのコール・オプションの売却によってオプション・プレミアム収入を獲得する2つのカバード・コール戦略による運用を実質的に行います。また、当該別に定める投資信託証券への投資を通じて、円売り/ブラジル・レアル買いの為替取引（ブラジル・レアル戦略）を行うことにより、円とブラジル・レアルの金利差相当分の収益と対円でのブラジル・レアルのパフォーマンスの獲得を目指します。なお、投資信託財産の一部を、親投資信託である「楽天・国内マネー・マザーファンド」の受益証券に投資します。

米国リートへの投資にあたっては、米国のリート指数を対象としたETFを活用します。

対象となるリート指数は、一部、モーゲージ・リートや不動産関連株式を含むことがあります。

- 2) 別に定める投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 3) 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の運用ができない場合があります。

2019年7月末日現在、「別に定める投資信託証券」とは、以下の通りとします。

ケイマン籍円建て外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）
- USリート・トリプルエンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家専用）（ブラジル・レアル・クラス）」の受益証券

投資制限

イ. 株式への直接投資は行いません。

ロ. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ハ. 外貨建資産への直接投資は行いません。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - （イ）有価証券
 - （ロ）金銭債権
 - （ハ）約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - （イ）為替手形

運用の指図範囲等

- 1) 委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および楽天投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託

「楽天・国内マネー・マザーファンド」の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

（イ）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

（ロ）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

（ハ）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

（二）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、（ハ）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

2）委託会社は、信託金を、上記1）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

（イ）預金

（ロ）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

（ハ）コール・ローン

（二）手形割引市場において売買される手形

3）上記1）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記2）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

下記概要は、2019年7月末日現在のものであり、今後、記載事項は変更になる場合があります。

1）クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - USリート・トリプルエンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家専用）（ブラジル・リアル・クラス）

形態	ケイマン籍 / 外国投資信託 / 円建
----	---------------------

運用目的および 主な運用方針	担保付スワップ取引を通じて実質的に、米国リート指数に連動する運用成果を目指すETFへ投資するとともに、同ETFおよび米ドル／円レートのカバード・コール戦略ならびにブラジル・レアル戦略を組み合わせることで、インカム性収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 担保付スワップの相手方は、クレディ・スイス・インターナショナルです。 1. 米国リートへの投資にあたっては、ダウ・ジョーンズ米国不動産指数に連動することを目的としたETFを対象とします。 対象とする指数、ETFは将来変更される場合があります。 2. 対象とする米国リートETFに対するコール・オプションの売却を行うこと（米国リートETFのカバード・コール戦略）により、オプション・プレミアムの確保を目指します。 3. 円に対する米ドルのコール・オプションの売却を行うこと（米ドル／円レートのカバード・コール戦略）により、オプション・プレミアムの確保を目指します。 4. 円売り／ブラジル・レアル買いの為替取引（ブラジル・レアル戦略）を行うことにより、円とブラジル・レアルの金利差相当分の収益と対円でのブラジル・レアルのパフォーマンスの獲得を目指します。
主な投資制限	- 純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 - 純資産総額の15%を超えて流動性の低い資産を組み入れることはありません。 - 単一の発行体および取引の相手方に対するエクスポージャーは投資信託財産の10%を超えないものとします。（ただし、担保付取引の場合は該当するエクスポージャーから当該担保の評価額を差し引くことができるものとします。）
分配方針	原則として、毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬等	純資産総額に対し年0.50% （担保付スワップ取引にかかる費用、受託会社、管理会社、事務代行会社、保管銀行への報酬、監査費用、弁護士費用等を含みます。） ただし、その他ファンド運営に必要な各種経費等がかかる場合があります。
信託財産留保額	1口当たり純資産総額に対し0.30%
信託期間	原則として、2163年12月1日まで
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

クレディ・スイス・インターナショナル

クレディ・スイス・インターナショナルは、英国の金融行動監督機構（Financial Conduct Authority、略称「FCA」）及び健全性規制機構（Prudential Regulation Authority、略称「PRA」）に監督されています。

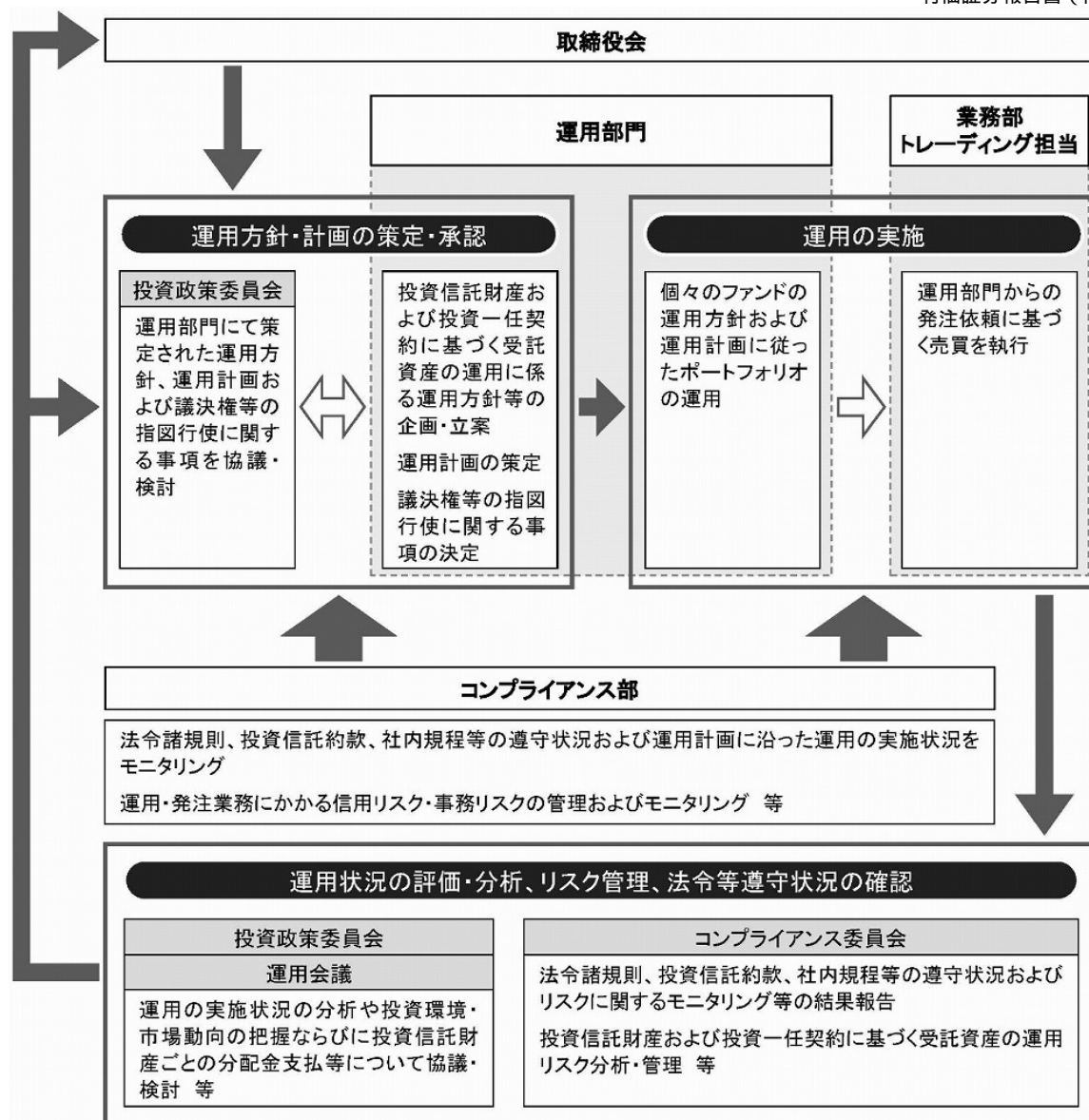
包括的財務戦略やリスクマネジメントに対応するデリバティブ商品を全世界的に提供することを目的として、金利、為替、株式、商品、クレジット等にリンクした金融派生商品のトレーディングを含め、主に銀行業務を中心に活動しています。（2018年12月末現在）

2) 楽天・国内マネー・マザーファンド

形態	国内籍親投資信託
運用方針	- 主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 - ファンドの資金動向、証券市場の価格や売買高などの取引状況、その他取引所の売買停止等のやむを得ない事情等によって、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式への投資は行いません。 - 外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。
設定日	2010年6月25日
委託会社	楽天投信投資顧問株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- ・「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
- ・「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。（但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。）
- ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
- ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します。
- ・コンプライアンス部は、投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

運用体制は2019年7月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方

針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 収益分配に充てなかった留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

収益の分配方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

●収益分配金に関する留意事項

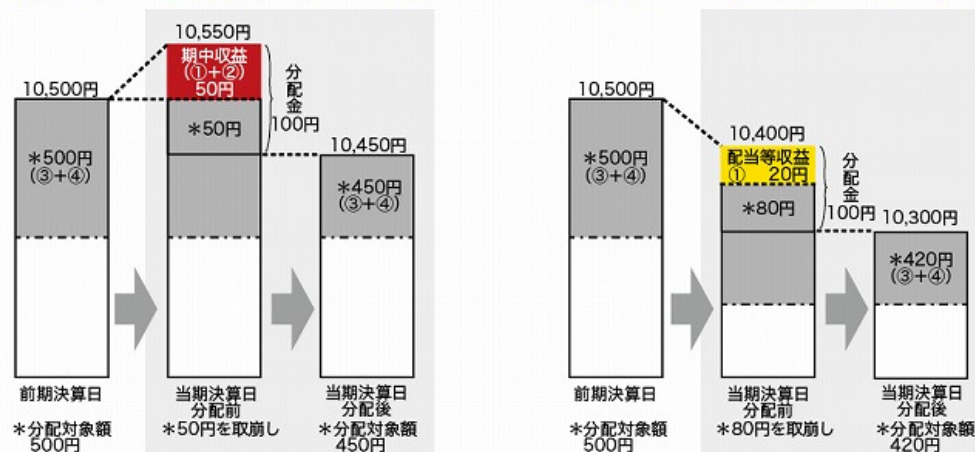
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)
(前期決算日から基準価額が上昇した場合) (前期決算日から基準価額が下落した場合)



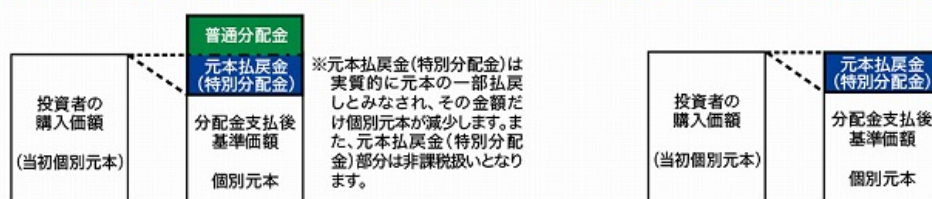
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合) (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

１）株式への投資割合

株式への直接投資は行いません。

２）投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

３）外貨建資産への投資割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

４）公社債の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要を認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）上記（イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）上記（イ）の借入れにかかる品借料は、投資信託財産中から支弁します。

５）信用リスク集中回避のための投資制限

（イ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

６）資金の借入れ

（イ）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

７）受託会社による資金の立替え

- （イ）投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- （ロ）投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- （ハ）上記（イ）および（ロ）の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因およびその他の留意点

ファンドが投資信託証券を通じて実質的に投資する有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。なお、以下に記載するリスクは、当ファンドにかかる全てのリスクを網羅しておりませんのでご留意下さい。

米国リートの価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資する米国リートは、保有不動産の収益や財務内容の変動、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動しますので、これらの影響を受け、基準価額の下落要因となるおそれがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に米ドル建ての米国リートETFに投資するとともに、実質的に円売り／ブラジル・レアル買いの為替取引を行います。当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、米ドルおよびブラジル・レアルに対して円高が進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。新興国通貨の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

カバード・コール戦略のリスク

カバード・コール戦略においては、実質的に米国リートETFおよび円に対する米ドルのコール・オプションの売却を行います。このため、米国リートETFや対円での米ドルレートの水準、変動率（ボラティリティ）が上昇した場合等には売却したオプションの評価値が上昇して損失を被り、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

カバード・コール戦略により得られるオプション・プレミアムの水準は、当該カバード・コール戦略を構築した時点の米国リートETFや対円での米ドルレートの水準、権利行使価格水準、米国リートETFや米ドル／円レートのボラティリティ、権利行使日までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決まります。そのため、当初想定したオプション・プレミアムの水準が確保できない場合があります。

カバード・コール戦略を加えることにより、オプション・プレミアムを受け取るものの、権利行使日において米国リートETFや対円での米ドルレートが権利行使価格を超えて上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。また、保有中においても、売り建てたオプションの価格上昇により評価損失を被ることがあります。このため、カバード・コール戦略を加えない場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。

カバード・コール戦略において特定の権利行使期間で米国リートETFや対円での米ドルレートが下落した場合、再度カバード・コール戦略を構築した際の米国リートETFや対円での米ドルレートの上昇による値上がり益は戦略構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後米国リートETFや対円での米ドルレートが当初の水準まで回復しても、当ファンドの基準価額の回復度合いが緩やかになる可能性があります。また、権利行使価格を戦略構築日時点の価格以下に設定した場合は、オプションの売却で得られるプレミアムが相対的に増加する反面、値上がり益は一切得られません。

換金等に伴いカバード・コール戦略を解消する場合、市場規模、市場動向等によっては解消に伴うコストが発生し、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

当初設定時、市場環境、資産規模あるいは大量の資金流入が発生した場合やその他やむを得ない事情が発生した場合等にはカバード・コール戦略を十分に行えない場合があります。

スワップ取引に関するリスク

当ファンドの投資対象である外国投資信託は、ファンドの資産の全額を担保付スワップ取引に投資することにより、米国リートへの投資、米国リートETFおよび米ドル／円のカバー・コール戦略ならびにブラジル・レアル戦略の投資成果を実質的に享受する運用を行いますので、当該スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。

投資対象の外国投資信託では、スワップ取引の相手方から日々の当該外国投資信託の純資産相当額の担保を受け取ることでスワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行その他不測の事態が生じた場合には、当初想定していた取引を実行できない場合があるほか、スワップの相手方から受け入れた担保を処分する際に、想定した価格で処分できない可能性があり、損失を被るおそれがあります。

投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が実際に取引するETFやオプション取引に対しては何らの権利も有しておりません。

カントリー・リスク

当ファンドは、投資対象である外国投資信託を通じて、実質的に海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額の下落要因となり損失を被るおそれがあります。また、実質的な投資対象先が新興国市場の場合には、先進国に比べて、これらのリスクが高いことが想定されます。

流動性リスク

当ファンドの投資対象である外国投資信託を通じて、実質的な投資対象となる有価証券や通貨等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券や通貨等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券や通貨等の流動性に大きく影響します。当該有価証券や通貨等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなる場合があるほか、デリバティブ等の決済の場合には反対売買が困難になる可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落し損失を被るおそれがあります。

ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

（イ）NDF（ノン・デリバブル・フォワード）に関する留意点

外国投資信託では、NDF（ノン・デリバブル・フォワード）により為替取引が行われます。この取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。また、為替管理規制や流動性等により為替取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

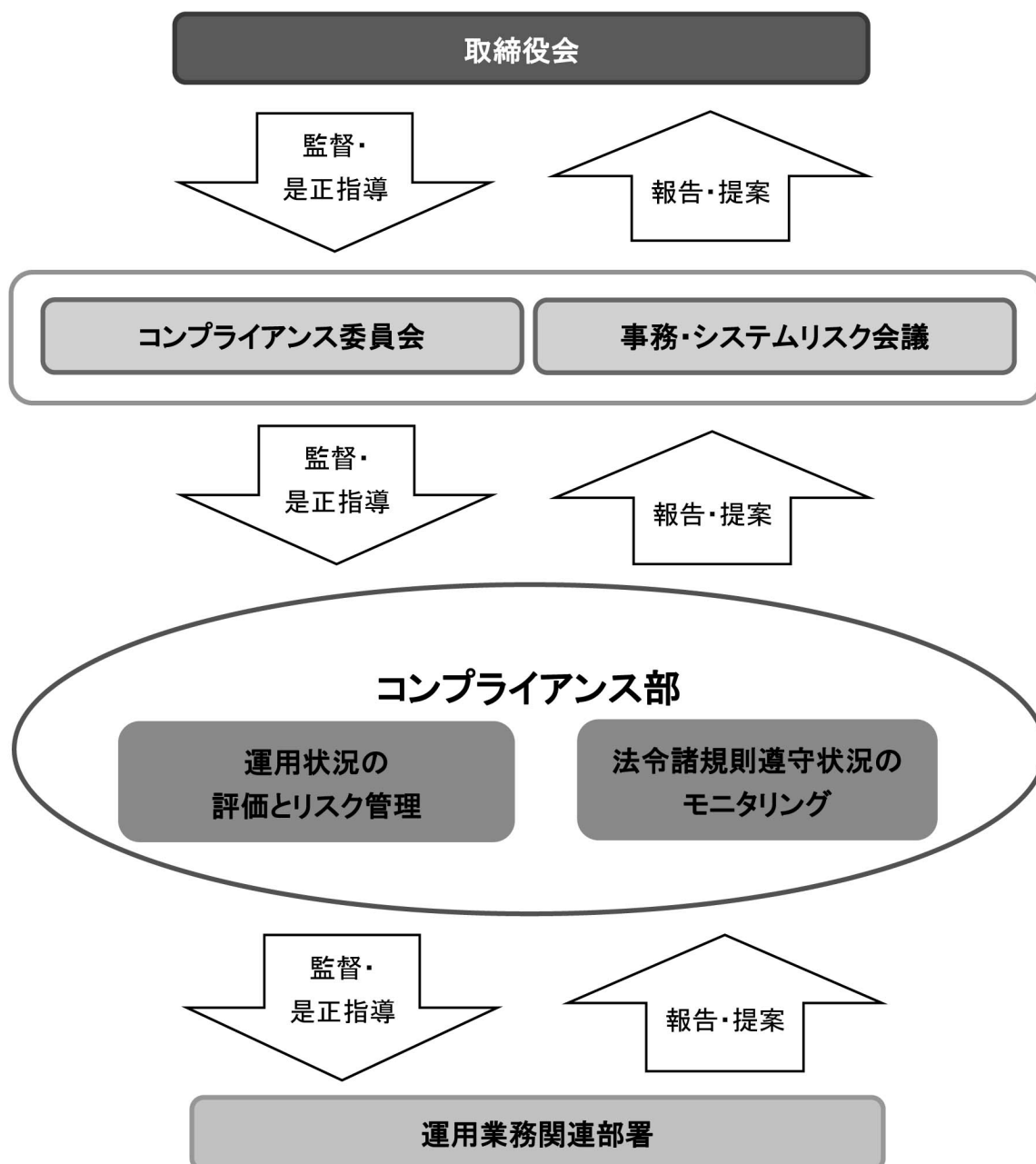
（ロ）当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ハ）当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

（ニ）市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下のとおりです。



* 全社的なリスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

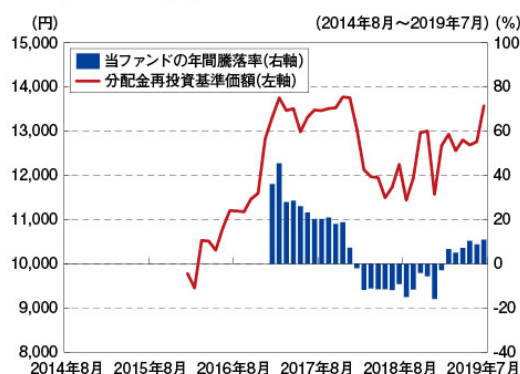
* 運用状況の評価・分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容は、毎月取締役会に報告されます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

参考情報

●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

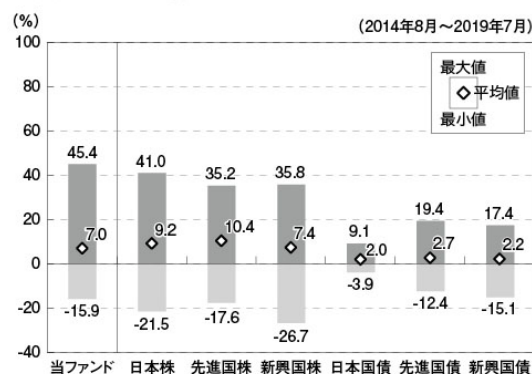


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。（当ファンドの設定日以降で、算出可能な期間についてのみ表示しています。）

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。

当ファンドの対象期間：2017年1月～2019年7月

代表的な資産クラスの対象期間：2014年8月～2019年7月

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株…S&P日本総合指数（トータル・リターン、円ベース）

先進国株…S&P先進国総合指数（除く日本、トータル・リターン、円換算ベース）

新興国株…S&P新興国総合指数（トータル・リターン、円換算ベース）

日本国債…ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債：日本インデックス（円ベース）

先進国債…ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル国債（日本除く）インデックス（円ベース）

新興国債…ブルームバーグ・バークレイズ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

投資家が販売会社のウェブサイトより自ら投資信託説明書を電磁的手段で入手、内容を確認し発注する場合には、原則として申込手数料はかかりません。

販売会社営業員や金融商品仲介業者等の特定の担当者がある場合、申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

消費税率が10%となった場合は、3.30%となります。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

また、販売会社によっては、償還乗換えおよび償還前乗換えの場合、異なる手数料が適用されることがあります。償還乗換えおよび償還前乗換の取扱いについての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額は、換金（解約）申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額となります。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.3284%（税抜1.23%）の率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は、年1.353%となります。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

委託会社	年0.6%（税抜）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.6%（税抜）	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は日々計上され、毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産から支弁します。

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資する投資信託証券で、純資産総額に対して以下の信託報酬等が別途かかります。従って、当ファンドにおける実質的な信託報酬率は年1.8284%（税込）程度^{（注）}です。

投資信託証券における信託報酬／管理報酬等

ファンド名	信託報酬／管理報酬等 （年）
-------	-------------------

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - USリート・トリプルエンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家専用）（ブラジル・リアル・クラス）	0.5%程度
楽天・国内マネー・マザーファンド	なし

（注）消費税率が10%となった場合は、年1.853%（税込）程度となります。

上記のほか、監査報酬等の諸費用が別途かかる場合があります。

投資信託証券の信託報酬等については、「2 投資方針 （2）投資対象 投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

* 税額は、2019年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（4）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該諸経費の一部もしくはすべてを負担する場合があります。

投資信託財産にかかる監査報酬は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のときに当該監査報酬にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料等および当該売買委託手数料等にかかる消費税等に相当する金額は取引のつど投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金は、配当所得として課税され、以下の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、申告不要制度を選択せずに、総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択して確定申告を行うこともできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、以下の税率で源泉徴収されます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注1）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（注2）少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間

120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年7月31日現在)

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託証券		4,346,377,349	97.88
	内 ケイマン諸島	4,346,377,349	97.88
親投資信託受益証券		2,494,517	0.06
	内 日本	2,494,517	0.06
短期金融資産、その他（負債控除後）		91,610,035	2.06
純資産総額		4,440,481,901	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年7月31日現在）

	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託証券	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - USリート・トリプルエンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家専用） （ブラジル・リアル・クラス）	122,146,207.22	35.38	4,322,059,261	35.58	4,346,377,349	97.88
2	日本	親投資信託受益証券	楽天・国内マネー・マザーファンド	2,492,274.00	1.0009	2,494,517	1.0009	2,494,517	0.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
投資信託証券	97.88
親投資信託受益証券	0.06
合計	97.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2019年7月31日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		１口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (2016年 1月 7日)	242,347,305	-	1.0000	-
第1特定期間末 (2016年 6月17日)	447,817,915	460,466,698	0.8851	0.9101
第2特定期間末 (2016年12月19日)	1,192,373,270	1,224,541,027	0.9267	0.9517
第3特定期間末 (2017年 6月19日)	3,282,327,629	3,381,990,231	0.8234	0.8484
第4特定期間末 (2017年12月18日)	6,957,796,812	7,201,934,999	0.7125	0.7375
第5特定期間末 (2018年 6月18日)	5,985,204,958	6,159,936,164	0.5138	0.5288
7月末日	6,076,846,412	-	0.5206	-
8月末日	5,277,741,861	-	0.4769	-
9月末日	5,175,004,486	-	0.4874	-
10月末日	5,374,142,776	-	0.5189	-
11月末日	5,236,501,364	-	0.5105	-
第6特定期間末 (2018年12月17日)	5,020,293,573	5,121,376,279	0.4967	0.5067
12月末日	4,509,319,425	-	0.4454	-
2019年 1月末日	4,863,773,037	-	0.4775	-
2月末日	4,764,462,223	-	0.4772	-
3月末日	4,497,402,181	-	0.4539	-
4月末日	4,429,605,101	-	0.4528	-
5月末日	4,348,029,536	-	0.4387	-
第7特定期間末 (2019年 6月17日)	4,384,421,311	4,484,416,750	0.4385	0.4485
6月末日	4,317,471,658	-	0.4315	-
7月末日	4,440,481,901	-	0.4489	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金 (円)
第1特定期間	0.1250
第2特定期間	0.1500
第3特定期間	0.1500
第4特定期間	0.1500
第5特定期間	0.1000
第6特定期間	0.0650
第7特定期間	0.0600

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	1.0
第2特定期間	21.6
第3特定期間	5.0
第4特定期間	4.7
第5特定期間	13.9
第6特定期間	9.3
第7特定期間	0.4

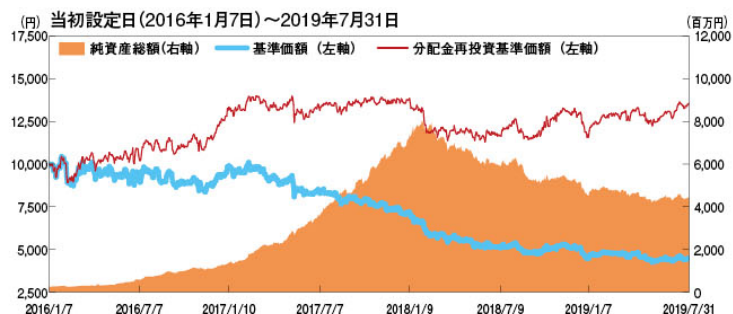
（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2019年7月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	4,489円
純資産総額	4,440 百万円

※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	2019年3月	2019年4月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	100円	100円	100円	100円	100円	1,200円	8,100円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

資産名	種類	国／地域	通貨	投資比率
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－USリート・トリプルエンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家専用）（ブラジル・リアル・クラス）	投資信託証券	ケイマン諸島	円	97.9%
楽天・国内マネー・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	円	0.1%
短期金融資産、その他				2.1%
合計				100.0%

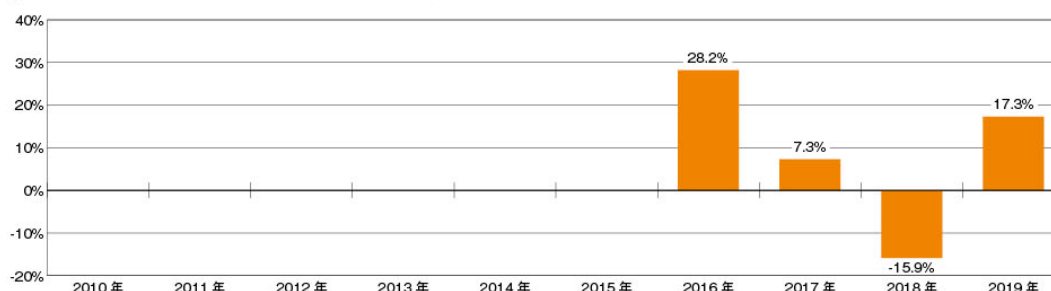
※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

※投資比率は、小数点第2位を四捨五入しています。

※国／地域は、各投資信託証券の発行地です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2016年は設定日(2016年1月7日)から年末まで、2019年は7月末までの騰落率を表しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1特定期間	587,771,802	81,820,443	505,951,359
第2特定期間	1,249,799,907	469,040,961	1,286,710,305
第3特定期間	3,468,972,688	769,178,874	3,986,504,119
第4特定期間	8,467,250,593	2,688,227,214	9,765,527,498
第5特定期間	7,488,959,248	5,605,739,679	11,648,747,067
第6特定期間	1,792,435,576	3,332,911,999	10,108,270,644
第7特定期間	1,298,076,805	1,406,803,469	9,999,543,980

（注）当初申込期間中の設定数量は242,347,305口です。

（参考）楽天・国内マネー・マザーファンド

（１）投資状況

（2019年7月31日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
現先取引	2,000,009,567	78.38
内 日本	2,000,009,567	78.38
短期金融資産、その他（負債控除後）	551,705,041	21.62
純資産総額	2,551,714,608	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（2019年7月31日現在）

	銘柄名 地域	種類	額面金額 （円）	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	評価単価 （円） 評価金額 （円）	利率（％） 償還日	投資 比率 （％）
1	第829回 国庫短期証券 日本	債券 現先	1,000,000,000	- 1,000,010,000	- 1,000,010,000	- -	39.19
2	エフピコ03NB 日本	CP現先	1,000,000,000	- 999,999,567	- 1,000,010,000	- -	39.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類	投資比率（％）
債券現先	39.19
CP現先	39.19
合計	78.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （イ）取得申込みの受付は、原則として営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行、ロンドンの銀行、東京の銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、取得の申込みはできません。
- （ロ）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止ならびに別に定める投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- （ハ）ファンドの販売価格は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- （ニ）投資家が販売会社のウェブサイトより自ら投資信託説明書を電磁的手段で入手、内容を確認し発注する場合には、原則として申込手数料はかかりません。
- 販売会社営業員や金融商品仲介業者等の特定の担当者がいる場合、申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%^{（注）}（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。
- （注）消費税率が10%となった場合は、3.30%となります。
- 税法が改正された場合等には、上記手数料が変更になることがあります。
- （ホ）申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。
- （ヘ）申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

- （イ）一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
- ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、サンパウロ証券取引所、サンパウロの銀行、ロンドンの銀行、東京の銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、換金の請求はできません。
- （ロ）委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券の取引の停止ならびに別に定める投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- （ハ）上記（ロ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（当該日が一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、当該計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、下記（ホ）の規定に準じて計算された額とします。
- （ニ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの投資信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。
- （ホ）一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。
- （ヘ）一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- 換金時の税金につきましては、「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金」をご覧ください。
- 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。
- 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- ・基準価額は、毎営業日に算出されます。委託会社または販売会社にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
- ・委託会社へのお問い合わせにつきましては、下記にご照会下さい。

委託会社のお問い合わせ先
楽天投信投資顧問株式会社
お客様窓口 : 電話番号 03 - 6432 - 7746
受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

< 主要な投資対象資産の評価方法 >

外国投資信託

原則として計算日に入手し得る直近の基準価額で評価します。

マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

公社債等について、原則として次に掲げるいずれかの価額で評価します。

（イ）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（ロ）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（ハ）価格情報会社の提供する価額

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2026年1月16日までです。

ただし、委託会社は、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。

各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託会社は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、この信託が主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ハ）委託会社は、上記（イ）の事項について、下記「 書面決議の手続き」の規定に従い行います。

（ニ）委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐ

ことを命じたときは、この信託は、下記「 書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- (ヘ) 受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「 投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「 書面決議の手続き」の規定に従います。
- (ハ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定に従います。
- この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

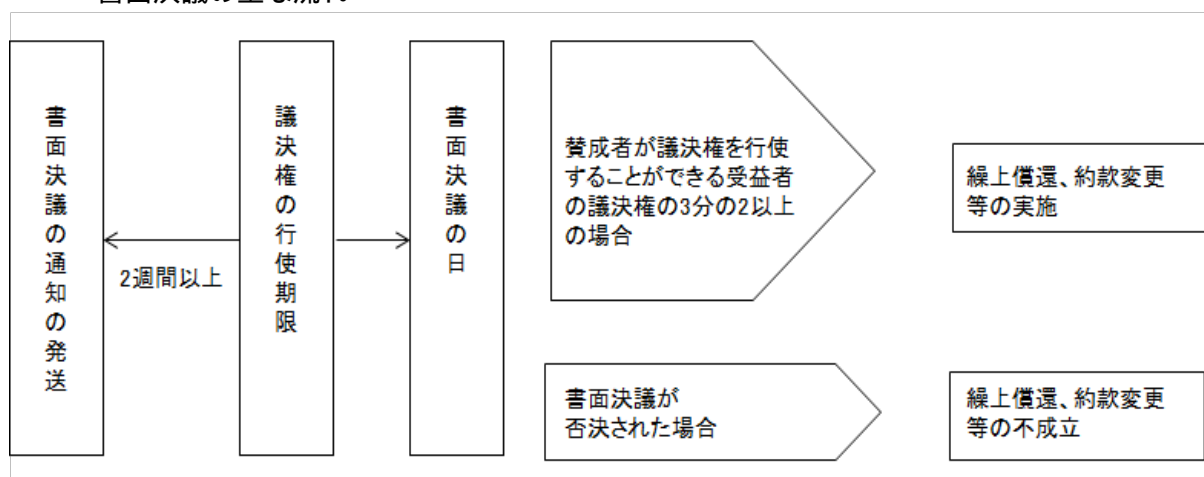
書面決議の手続き

- (イ) 委託会社は、上記「 信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または、「 投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「 信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）および（ニ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事

情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の
手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

- （ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 書面決議の主な流れ >



反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- (イ) 委託会社は、原則として毎年6月および12月の計算期末および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
- (ロ) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書(全体版)を作成し、次のアドレスに掲載します。
<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>
- (ハ) 前項の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

なお、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定め
ます。

関係法人との契約更改に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契
約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）は、期間満了の3ヵ月前
までに、委託会社、販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更
新されるものとし、自動延長後の取扱いについても同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じ
て、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金請求権

- ・収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から
起算して5営業日目まで）に受益者に支払います。
- ・受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を
失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。
- ・上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は原則として毎計算期間終了
日の翌営業日に再投資されます。

（2）一部解約請求権

- ・受益者は、販売会社ごとに定める単位で一部解約の実行を請求することができます。
- ・一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として、7営業日目から受益者に支
払います。ただし、当ファンドにおいて、投資を行った有価証券等の換金停止、取引所における
取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託
会社の判断により、一部解約金の支払いを繰り延べる場合があります。
- ・権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照く
ださい。

（3）償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき
は、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年12月18日から令和元年6月17日まで）の財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【楽天USリート・トリプルエンジン・プラス（リアル）毎月分配型】

(1)【貸借対照表】

区 分	前期 平成30年12月17日現在 金 額（円）	当期 令和元年6月17日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	209,403,005	-
コール・ローン	-	213,128,642
投資信託受益証券	4,926,101,329	4,280,412,290
親投資信託受益証券	2,495,763	2,494,766
流動資産合計	5,138,000,097	4,496,035,698
資産合計	5,138,000,097	4,496,035,698
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	101,082,706	99,995,439
未払解約金	11,137,769	6,534,706
未払受託者報酬	129,103	119,368
未払委託者報酬	5,164,177	4,774,675
その他未払費用	192,769	190,199
流動負債合計	117,706,524	111,614,387
負債合計	117,706,524	111,614,387
純資産の部		
元本等		
元本	10,108,270,644	9,999,543,980
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,087,977,071	5,615,122,669
（分配準備積立金）	413,161,205	618,048,005
元本等合計	5,020,293,573	4,384,421,311
純資産合計	5,020,293,573	4,384,421,311
負債純資産合計	5,138,000,097	4,496,035,698

（２）【損益及び剰余金計算書】

区 分	前期 自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月17日 金 額（円）	当期 自 平成30年12月18日 至 令和元年 6月17日 金 額（円）
営業収益		
受取配当金	1,091,070,693	903,853,420
有価証券売買等損益	560,132,833	858,188,036
営業収益合計	530,937,860	45,665,384
営業費用		
支払利息	73,793	70,715
受託者報酬	896,972	743,684
委託者報酬	35,879,039	29,747,134
その他費用	1,226,290	1,212,801
営業費用合計	38,076,094	31,774,334
営業利益又は営業損失（ ）	492,861,766	13,891,050
経常利益又は経常損失（ ）	492,861,766	13,891,050
当期純利益又は当期純損失（ ）	492,861,766	13,891,050
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,875,632	7,837,796
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,663,542,109	5,087,977,071
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,663,528,515	745,269,645
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	1,663,528,515	745,269,645
剰余金減少額又は欠損金増加額	879,521,220	696,142,504
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	879,521,220	696,142,504
分配金	710,179,655	598,001,585
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,087,977,071	5,615,122,669

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和元年6月17日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	10,108,270,644口	9,999,543,980口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,087,977,071円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,615,122,669円であります。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4967円 (4,967円)	0.4385円 (4,385円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	前期 自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月17日	当期 自 平成30年12月18日 至 令和元年 6月17日
分配金の計算過程	（自 平成30年6月19日 至 平成30年7月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（188,992,852円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（855,928,762円）及び分配準備積立金（133,870,338円）より分配対象額は1,178,791,952円（1万口当たり1,009.86円）であり、うち175,092,332円（1万口当たり150.00円）を分配金額としております。 （自 平成30年7月18日 至 平成30年8月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（197,399,596円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（891,978,162円）及び分配準備積立金（142,177,148円）より分配対象額は1,231,554,906円（1万口当たり1,030.62円）であり、うち119,496,423円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。	（自 平成30年12月18日 至 平成31年1月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（140,881,202円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（801,166,781円）及び分配準備積立金（405,170,543円）より分配対象額は1,347,218,526円（1万口当たり1,317.16円）であり、うち102,281,891円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。 （自 平成31年1月18日 至 平成31年2月18日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（155,112,834円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（789,580,644円）及び分配準備積立金（427,903,165円）より分配対象額は1,372,596,643円（1万口当たり1,373.17円）であり、うち99,957,853円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

（自 平成30年8月18日 至 平成30年9月18日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（162,130,758円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（811,828,076円）及び分配準備積立金（196,361,270円）より分配対象額は1,170,320,104円（1万口当たり1,084.00円）であり、うち107,963,155円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

（自 平成30年9月19日 至 平成30年10月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（166,002,547円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（790,933,570円）及び分配準備積立金（239,247,398円）より分配対象額は1,196,183,515円（1万口当たり1,144.16円）であり、うち104,546,550円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

（自 平成31年2月19日 至 平成31年3月18日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（147,905,812円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（795,214,494円）及び分配準備積立金（473,787,579円）より分配対象額は1,416,907,885円（1万口当たり1,422.22円）であり、うち99,625,874円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

（自 平成31年3月19日 至 平成31年4月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（145,257,176円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（791,845,345円）及び分配準備積立金（500,568,208円）より分配対象額は1,437,670,729円（1万口当たり1,473.13円）であり、うち97,592,276円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

（自 平成30年10月18日 至 平成30年11月19日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（169,345,062円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（776,228,441円）及び分配準備積立金（290,096,529円）より分配対象額は1,235,670,032円（1万口当たり1,211.45円）であり、うち101,998,489円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。	（自 平成31年4月18日 至 令和元年5月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（140,957,950円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（812,188,501円）及び分配準備積立金（542,257,513円）より分配対象額は1,495,403,964円（1万口当たり1,517.43円）であり、うち98,548,252円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。
（自 平成30年11月20日 至 平成30年12月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（166,221,525円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（776,089,216円）及び分配準備積立金（348,022,386円）より分配対象額は1,290,333,127円（1万口当たり1,276.51円）であり、うち101,082,706円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。	（自 令和元年5月18日 至 令和元年6月17日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（138,582,438円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（838,998,013円）及び分配準備積立金（579,461,006円）より分配対象額は1,557,041,457円（1万口当たり1,557.11円）であり、うち99,995,439円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は価格変動リスク、為替変動リスク、カバード・コール戦略のリスク、カントリーリスクなどの市場リスク、スワップ取引に関するリスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和元年6月17日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 平成30年12月17日現在	当期 令和元年6月17日現在
	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	0	249
投資信託受益証券	253,526,773	5,736,223
合計	253,526,773	5,736,472

（デリバティブ取引に関する注記）

前期 平成30年12月17日現在	当期 令和元年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月17日	当期 自 平成30年 12月18日 至 令和元年 6月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	前期 自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月17日	当期 自 平成30 年 12月18日 至 令和元 年 6月17日
元本の推移		
期首元本額	11,648,747,067円	10,108,270,644円
期中追加設定元本額	1,792,435,576円	1,298,076,805円
期中一部解約元本額	3,332,911,999円	1,406,803,469円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１） 株式**

該当事項はありません。

（２） 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)
投資信託受益証券	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - USリート・トリプルエンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家専用）（ブラジル・リアル・クラス）	122,146,207.22	4,280,412,290
投資信託受益証券 合計		122,146,207.22	4,280,412,290
親投資信託受益証券	楽天・国内マネー・マザーファンド	2,492,274	2,494,766
親投資信託受益証券 合計		2,492,274	2,494,766
合計			4,282,907,056

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

「楽天USリート・トリプルエンジン・プラス（リアル）毎月分配型」は、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - USリート・トリプルエンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家専用）（ブラジル・リアル・クラス）」投資信託受益証券、「楽天・国内マネー・マザーファンド」親投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの投資信託受益証券および親投資信託受益証券です。

「楽天・国内マネー・マザーファンド」の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

楽天・国内マネー・マザーファンド

（１）貸借対照表

区 分	平成30年12月17日現在 金 額（円）	令和元年6月17日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,281,303,685	-
コール・ローン	-	883,876,155
現先取引勘定	499,999,912	1,500,139,821
流動資産合計	1,781,303,597	2,384,015,976
資産合計	1,781,303,597	2,384,015,976
負債の部		
流動負債		
未払解約金	147,810,000	38,712,000
流動負債合計	147,810,000	38,712,000
負債合計	147,810,000	38,712,000
純資産の部		
元本等		
元本	1,631,246,308	2,342,968,994
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,247,289	2,334,982
元本等合計	1,633,493,597	2,345,303,976
純資産合計	1,633,493,597	2,345,303,976
負債純資産合計	1,781,303,597	2,384,015,976

（注）親投資信託の計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。
-------------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項 目	平成30年12月17日現在	令和元年6月17日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,631,246,308口	2,342,968,994口
2. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0014円 (10,014円)	1.0010円 (10,010円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	平成30年12月17日現在	令和元年6月17日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

平成30年12月17日現在	令和元年6月17日現在
当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

平成30年12月17日現在	令和元年6月17日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	自 平成30年 6月19日 至 平成30年12月17日	自 平成30年12月18日 至 令和元年 6月17日
1. 元本の推移 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,182,947,611円	1,631,246,308円
同期中における追加設定元本額	16,183,013,044円	3,849,260,598円
同期中における一部解約元本額	17,734,714,347円	3,137,537,912円
2. 同計算期末における元本の内訳 ファンド名 楽天プルベア・マネープール	1,626,741,247円	2,338,453,945円
楽天USリート・トリプルエンジン・プラス（リアル）毎月分配型	2,492,274円	2,492,274円

新ホリコ・フォーカス・ファンド	996,910円	996,910円
楽天グローバル・プレミア・ファンド（ロボット自動運用型）	997,905円	997,905円
楽天グローバル中小型バリュー株ファンド	8,986円	8,986円
楽天・スタイル・リスク・プレミア戦略ファンド	8,986円	8,986円
楽天・全世界債券インデックス（為替ヘッジ）ファンド	-円	9,988円
計	1,631,246,308円	2,342,968,994円

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「楽天USリート・トリプルエンジン・プラス（リアル）毎月分配型」

（2019年7月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	4,450,866,345円
負債総額	10,384,444円
純資産総額（ - ）	4,440,481,901円
発行済数量	9,892,177,530口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.4489円

（参考）「楽天・国内マネー・マザーファンド」

（2019年7月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	2,602,496,608円
負債総額	50,782,000円
純資産総額（ - ）	2,551,714,608円
発行済数量	2,549,390,691口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0009円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行うにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行います。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設

定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2019年7月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の意思決定機構

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行います。

（本書提出日現在）

（3）投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2019年7月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	45本	204,585百万円
合 計	45本	204,585百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (平成30年3月31日現在)	当事業年度 (平成30年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		670,928	749,355
金銭の信託		1,300,000	1,300,000
前払費用		2,915	6,087
未収委託者報酬		173,836	118,904
立替金		-	12,980
その他		5,000	5,000
流動資産計		2,152,681	2,192,328
固定資産			
有形固定資産	1	36,926	34,138
建物（純額）		23,218	20,816
器具備品（純額）		13,707	13,321
無形固定資産		-	19,448
ソフトウェア		-	19,448
投資その他の資産		24,109	51,609
投資有価証券		14,291	39,373
長期前払費用		644	405
繰延税金資産		9,172	11,830
固定資産計		61,035	105,195
資産合計		2,213,716	2,297,524
負債の部			
流動負債			
預り金		3,131	5,949
未払費用		94,055	86,606
未払消費税等		9,375	11,091
未払法人税等		32,716	6,212
賞与引当金		14,916	12,138
役員賞与引当金		8,000	3,195
流動負債計		162,194	125,191
固定負債			
退職給付引当金		-	3,366
資産除去債務		5,699	5,699
固定負債計		5,699	9,065
負債合計		167,894	134,257
純資産の部			
株主資本			
資本金		150,000	150,000
資本剰余金			
資本準備金		400,000	400,000
その他資本剰余金		229,716	229,716
資本剰余金合計		629,716	629,716
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,266,597	1,385,144
利益剰余金合計		1,266,597	1,385,144
株主資本合計		2,046,314	2,164,860
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		491	1,593
評価・換算差額合計		491	1,593
純資産合計		2,045,822	2,163,266
負債・純資産合計		2,213,716	2,297,524

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日）	当事業年度 （自平成30年 4 月1日 至平成30年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	1,216,403	924,875
営業収益計	1,216,403	924,875
営業費用		
支払手数料	491,228	339,622
委託費	-	4,355
広告宣伝費	7,342	3,867
通信費	65,818	61,259
協会費	1,766	1,286
諸会費	18	36
営業費用計	566,173	410,425
一般管理費	1・2	1・2
一般管理費	364,433	353,691
営業利益	285,796	160,758
営業外収益		
受取利息	6	3
有価証券利息	683	231
投資有価証券売却益	837	-
為替差益	8	-
雑収入	-	41
営業外収益計	1,535	276
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	671
為替差損	-	128
営業外費用計	-	800
経常利益	287,332	160,234
特別損失		
その他特別損失	10,492	72
特別損失計	10,492	72
税引前当期純利益	276,840	160,161
法人税、住民税及び事業税	80,331	43,786
法人税等調整額	670	2,171
法人税等合計	81,002	41,615
当期純利益	195,837	118,546

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,220,760	1,220,760	2,000,476	244	244	2,000,720
当期変動額						
剰余金の配当	150,000	150,000	150,000			150,000
当期純利益	195,837	195,837	195,837			195,837
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				735	735	735
当期変動額合計	45,837	45,837	45,837	735	735	45,102
当期末残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	491	491	2,045,822

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金				
	繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	1,266,597	1,266,597	2,046,314	491	491	2,045,822
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	118,546	118,546	118,546			118,546
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				1,102	1,102	1,102
当期変動額合計	118,546	118,546	118,546	1,102	1,102	117,444
当期末残高	1,385,144	1,385,144	2,164,860	1,593	1,593	2,163,266

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物	10年
----	-----

器具備品	5～20年
------	-------

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」9,060千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,172千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成30年6月27日開催の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けまして、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。したがって第13期事業年度は平成30年4月1日から平成30年12月31日までとなっております。

（貸借対照表関係）

１．有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却計額	18,684千円	23,495千円

（損益計算書関係）

１．役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

２．一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
人件費	208,027千円	212,003千円
減価償却費	8,196千円	6,321千円
賞与引当金繰入額	14,916千円	12,138千円
役員賞与引当金繰入額	8,000千円	3,195千円
退職給付費用	-	3,366千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	150	11,538.46	平成29年3月31日	平成29年6月29日

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

< 借主側 >

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 平成30年3月31日	当事業年度 平成30年12月31日
1 年内	-	16,800千円
1 年超	-	64,400千円
合 計	-	81,200千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、リスクは極めて限定的であると認識しています。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	670,928	670,928	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	173,836	173,836	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	14,291	14,291	-
資産計	2,159,056	2,159,056	-
負債			
(1) 未払費用	94,055	94,055	-
(2) 未払法人税等	32,716	32,716	-
負債計	126,771	126,771	-

当事業年度（平成30年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	749,355	749,355	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	118,904	118,904	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	39,373	39,373	-
資産計	2,207,633	2,207,633	-
負債			
(1) 未払費用	86,606	86,606	-
(2) 未払法人税等	6,212	6,212	-
負債計	92,818	92,818	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	670,928	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	173,836	-
投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの	-	-
合 計	2,144,764	-

当事業年度（平成30年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	749,355	-
金銭の信託	1,300,000	-
未収委託者報酬	118,904	-
投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの	-	-

合 計	2,168,259	-
-----	-----------	---

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度

（平成30年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	-	-	-
小 計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	14,291	15,000	708
小 計	14,291	15,000	708
合 計	14,291	15,000	708

当事業年度

（平成30年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	-	-	-
小 計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	39,373	41,671	2,297
小 計	39,373	41,671	2,297
合 計	39,373	41,671	2,297

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	13,837	837	-
合計	13,837	837	-

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
（１）株式	-	-	-
（２）債券	-	-	-
（３）その他	9,328	-	671
合計	9,328	-	671

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
退職給付債務の期首残高	-	-
勤務費用	-	3,366千円
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	-	95千円
退職給付の支払額	-	-
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	-	3,461千円

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	-	3,461千円
未積立退職給付債務	-	3,461千円
未認識数理計算上の差異	-	95千円
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	3,366千円
退職給付引当金	-	3,366千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	3,366千円

（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
勤務費用	-	3,366千円
利息費用	-	-
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	-	3,366千円

（４）数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
割引率	-	0.6%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	-	2.3%

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	1,765千円	4,956千円
未払事業所税	214千円	201千円
未払事業税	2,512千円	1,083千円
賞与引当金	4,567千円	3,716千円
退職給付引当金	-	1,030千円
減価償却超過額	852千円	1,084千円
繰延資産	308千円	187千円
資産除去債務	1,745千円	1,745千円
その他有価証券評価差額金	216千円	703千円
その他	6,576千円	6,946千円
繰延税金資産小計	18,760千円	21,657千円
評価性引当金	8,322千円	8,692千円
繰延税金資産合計	10,438千円	12,964千円
繰延税金負債		
建物付属設備	1,265千円	1,134千円
繰延税金負債合計	1,265千円	1,134千円
繰延税金資産純額	9,172千円	11,830千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.62%
(調整)		
所得拡大税制の特別控除	2.39%	4.89%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%	0.64%
住民税均等割等	0.10%	0.14%
評価性引当額の増減	0.88%	0.23%
その他	1.00%	0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.26%	25.98%

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

建物賃貸借契約に基づき使用する建物等の、退去時における原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率を0%として資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
期首残高	5,699千円	5,699千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	-	-

見積りの変更による増加額	-	-
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	5,699千円	5,699千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）及び当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,216,403	-	-	1,216,403

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	924,875	-	-	924,875

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	225,276	未払費用	22,288
								出向者の人件費等	16,083		

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都世田谷区	7,495 (平成30年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等	151,731	未払費用	25,055
								出向者の人件費等	18,126		

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日)
--	---------------------------------------	---

1株当たり純資産額	157,370円98銭	166,405円14銭
1株当たり当期純利益金額	15,064円45銭	9,118円97銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成29年4月 1日 至平成30年3月31日）	当事業年度 （自平成30年 4月 1日 至平成30年12月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	195,837	118,546
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	195,837	118,546
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）および（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）および（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (2019年7月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日：2000年6月20日
 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年7月末日現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
岡三オンライン証券株式会社	2,500百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行います。なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売および一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該特定期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2019年3月14日
有価証券報告書	2019年3月14日
臨時報告書	2018年12月27日
	2019年3月29日

独立監査人の監査報告書

平成31年2月20日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊 藤	志 保 印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	福 村	寛 印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成30年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和元年 8 月 9 日

楽 天 投 信 投 資 顧 問 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	伊 藤	志 保 印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	福 村	寛 印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天USリート・トリプルエンジン・プラス（リアル）毎月分配型の平成 30 年 12 月 18 日から令和元年 6 月 17 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天USリート・トリプルエンジン・プラス（リアル）毎月分配型の令和元年 6 月 17 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。